

香川県週休2日制モデル工事实施要領（営繕編）

（趣旨）

第1条 この要領は、建設現場における週休2日の確保に向けた課題を把握するために実施する香川県週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）の試行のうち、営繕工事に係るものに関して必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 営繕工事においてモデル工事を実施する対象は、総務部営繕課又は土木部住宅課において発注する工事のうち、次のいずれかに該当するものとする。ただし、工事の施工条件等により対応が困難であるなど、週休2日に取り組むことが適切でないと認められる工事は除く。

（1）発注者指定型

発注者が指定した工事

（2）受注者希望型

受注者からモデル工事としたい旨の申し出があった場合において、発注者が適当と認めた工事

（対象期間）

第3条 対象期間とは、工事着手日から竣工日までの期間。（年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間を除く）なお、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が事前に対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらずに現場作業等を余儀なくされる期間など）は含まない。

（休工日の確保）

第4条 モデル工事の受注者（以下「受注者」という。）は、対象期間において、4週のうち8日以上を休工日としなければならない。ただし、災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業及びその他緊急等でやむを得ない場合は、この限りでない。

（休工の定義）

第5条 前条の休工とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（入札公告等における記載）

第6条 発注者は、モデル工事の場合は、入札公告及び特記仕様書にモデル工事である旨を記載するものとする。

（工事着手前の確認手続き）

第7条 受注者は、工事着手日までに、次に掲げる内容を実施しなければならない。

（1）発注者指定型の場合

週休2日を考慮した休工日が確認できる工程表を作成するとともに、その工程について工事監督員と協議しなければならない。

(2) 受注者希望型の場合

モデル工事を実施する旨を工事打合簿に記載して、週休2日を考慮した休工日が確認できる工程表とともに工事監督員に提出しなければならない。

工事監督員は、工事打合簿及び工程表の提出を受けた場合、受注者と協議し、モデル工事の実施の適否について受注者に工事打合簿で通知するものとする。

(工事中標示板)

第8条 受注者は、工事中標示板にモデル工事である旨を記載するものとする。

(休工日に現場作業を行う場合の報告)

第9条 受注者は、休工日に現場作業を行う場合は、事前に工事監督員に報告しなければならない。

(工事完成時の実施状況報告)

第10条 受注者は、工事完成時に休工日の確保の状況を確認できる資料を工事監督員に提出しなければならない。

(工事監督員の休日確保の取組み)

第11条 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

(経費の負担)

第12条 発注者は、受注者がモデル工事を実施した場合は、受注者の週休2日の取組状況について、現場閉所率に応じ経費の補正を行って変更契約をする。

当初予定価格は4週8休の補正を行って算出し、現場閉所率が4週8休に満たないものは、その現場閉所率に応じて減額補正を行う。

(工事成績評定)

第13条 発注者は、当該工事が工事成績評定の対象である場合、受注者の週休2日の取組状況に応じて、工事成績評定で評価する。

(アンケート調査の実施)

第14条 受注者は、竣工検査日までにアンケートを発注者に提出しなければならない。

(休工の実績等の公表)

第15条 発注者は、モデル工事の工事名、受注者名、工期、休工の実績等を公表するものとする。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

香川県週休2日制モデル工事（営繕編）Q&A

Q 1 要領第2条の発注者指定型と受注者希望型の対象となる工事を教えてください。

A 1 令和4年度より、原則すべての工事を発注者指定型として選定します。ただし、工事の施工条件等により対応が困難であるなど、週休2日に取り組むことが適切でないと思われる以下に該当する工事は、対象外とします。

- ① 現場施工が1週間未満程度の短期間の工事
 - ② 緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
 - ③ 社会的要請等により強く早期の工事完成が望まれる工事
例 災害復旧工事、使用開始時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
 - ④ 工事施工時間や施工方法への制約が予測される工事
例 施設管理者からの施工時間の指定など、地域からの要望が予測される工事
- 受注者希望型として選定する工事は想定していません。

Q 2 工事着手日とは具体的にどの日のことですか。

A 2 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（施工に先だって行う、調査・測量、現場事務所の設置等工事施工上必要な準備に要する業務等をいう）に着手する日をいいます。

Q 3 要領第4条第1項のただし書きの「災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業及びその他緊急等でやむを得ない場合」とはどのような作業ですか。

A 3 次のような作業が考えられます。

- (1) 災害時の緊急対応
 - ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- (2) 品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業
 - ・コンクリート養生等の施工品質を確保するうえで必要な作業
 - ・工程上特に必要な段階であると認められる時期における、第三者災害の防止作業や安全パトロール、警備
- (3) その他緊急等でやむを得ない場合
 - ・受注者側の要因以外の要因等により、当初からは想定し難い、緊急的な休日作業が追加的に発生した場合の対応
 - ・その他、監督員が必要と認めた作業

休工予定日にこれらの作業を行った場合、休工日とカウントします。

Q 4 祝日はどのように取り扱えばよいですか。

A 4 休工すれば、休工日の実績とすることができます。

Q 5 降雨等による予定外の休工日は、休工日の実績と考えてよいですか。

A 5 休工すれば、休工日の実績とすることができます。

Q 6 建築工事、電気設備工事、機械設備工事等の分離発注工事がある場合、休工日のカウントは各工事ごとに考えてよいですか。

A 6 分離発注工事がある場合、休工する受注者と休工しない受注者とがあると、現場として閉所にはなりません、休工日のカウントは各工事ごとに扱ってください。

Q 7 要領第 7 条の内容とは、具体的にどのようなものになりますか。

A 7 週休 2 日を確実に実施することが確認できる工程を検討し、記載例は別紙（工程表）のとおりです。なお、工期延期を行うことが入札公告等において明記されている工事は、工期延長後の工期で作成してください。

Q 8 要領第 8 条の工事中標示板とは、具体的にどのようなものになりますか。

A 8 工事中標示板の記載例は次のようなものです。



Q 9 要領第 10 条の休工日の確保状況を確認できる資料とはどのようなものですか。

A 9 休工日の確保の状況を確認できる資料の例として別紙（週休 2 日確認シート）を参考にしてください。

Q10 要領第12条の現場閉所率はどのように算出されますか。

A10 現場閉所率の算出は、次のとおりです。

現場閉所率＝対象期間の現場閉所日数／対象期間の日数×100

- ・ 4週8休以上：現場閉所率 28.5%（8日／28日）以上
- ・ 4週7休以上：現場閉所率 25.0%（7日／28日）以上 28.5%未満
- ・ 4週6休以上：現場閉所率 21.4%（6日／28日）以上 25.0%未満

従前は週休2日達成状況の確認を28日毎に区分していましたが、令和4年度より、工事着手日から竣工日までの対象期間に対して、現場閉所日数の割合を算出するよう変更しています。

なお、第3条に記載のとおり、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者が事前に対象外としている期間（受注者の責によらずに現場作業を余儀なくされる期間）などは、対象期間には含みません。

Q11 要領第12条の経費補正の内容はどのようなものですか。

A11 当初予定価格の積算は、4週8休となる場合の補正を行っているため、4週8休を達成できなければ、減額補正を行います。休工実績に応じて以下の通り、補正係数を乗じるものとします。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正します。

【4週8休以上】

労務費 1.05

【4週7休以上】

労務費 1.03

【4週6休以上】

労務費 1.01

市場単価等については、下記のとおり補正するものとします。

市場単価と補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

- ・ 市場単価 × 補正率
- ・ 補正市場単価 × 補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

- ・ 物価資料の掲載価格 × 補正率

表A-2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	4週8休以上	4週7休以上	4週6休以上
		補正率	補正率	補正率
仮設工事		1.03	1.02	1.01
土工事		1.03	1.02	1.01
地業工事		1.03	1.02	1.01
鉄筋工事		1.04	1.02	1.01
コンクリート工事		1.04	1.02	1.01
型枠工事		1.03	1.02	1.01
鉄骨工事		1.04	1.02	1.01
既製コンクリート		1.03	1.02	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.01	1.01
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.02	1.01
防水工事	物価資料	1.02	1.01	1.01
石工事		1.02	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.02	1.01
木工事		1.02	1.01	1.01
屋根及びびとい		1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.01	1.01
金属工事	物価資料	1.02	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.04	1.02	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.04	1.02	1.01
左官工事	物価資料	1.04	1.02	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.01	1.01
建具（シーリング）	市場単価	1.04	1.02	1.01
建具	物価資料	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.02	1.01
塗装工事	物価資料	1.04	1.02	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.02	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.01	1.01
内外装工事	物価資料	1.03	1.02	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.01	1.01
ユニットその他工事		1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.02	1.01
舗装工事		1.02	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.02	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上	4週7休以上	4週6休以上
		補正率	補正率	補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04	1.02	1.01
	ケーブルラック	1.03	1.02	1.01
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.02	1.01
	プルボックス	1.02	1.01	1.01
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.02	1.01
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.01	1.01
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.02	1.01
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.02	1.01
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.02	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上	4週7休以上	4週6休以上
		補正率	補正率	補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.02	1.01
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.02	1.01
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.02	1.01
衛生器具設備 (エレットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.02	1.01

Q12 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのですか。

A12 週休2日制モデル工事において、見積単価は補正の対象外としています。

Q 1 3 要領第 1 3 条の工事成績評定で評価とはどのような内容ですか。

A 1 3 取組状況に応じて、以下の場合に評価・反映します。

- ・ 4 週 8 休を達成した場合
- ・ 4 週 6 休未満だった場合
- ・ 発注者指定型で、明らかに受注者に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合

Q 1 4 Q & A 1 3 の発注者指定型のモデル工事で明らかに受注者に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合とはどのような場合ですか。

A 1 4 受注者が、工事着手日までに週休 2 日を考慮した工程表を作成せず、工事監督員と協議しなかった場合等が考えられます。その場合、工程管理における項目で「文書による改善指示」をチェックし、工事成績評定に反映します。

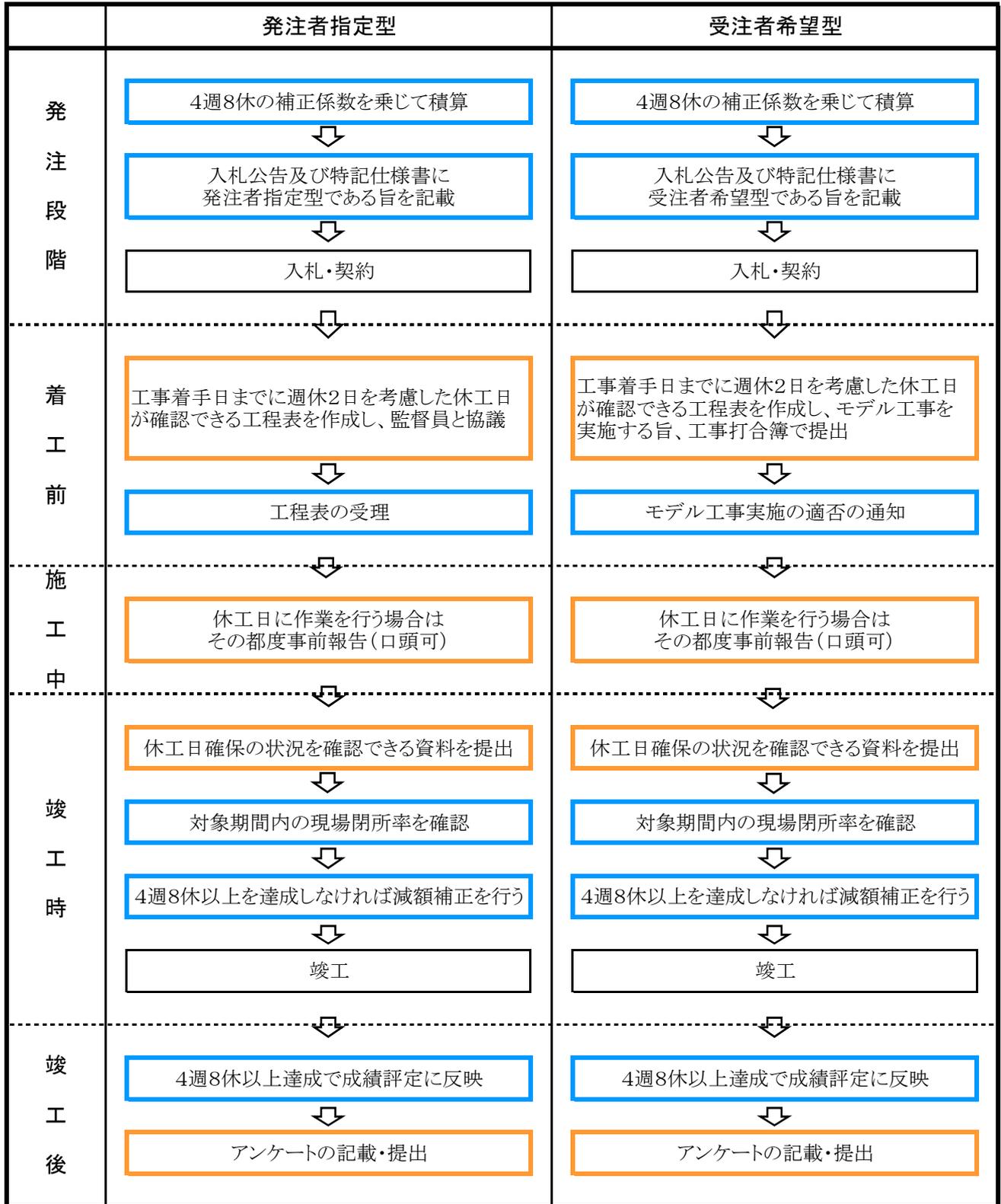
Q 1 5 要領第 1 4 条のアンケートの内容はどのようなものですか。

A 1 5 アンケートは別紙のとおりです。

Q 1 6 全体の手続きの流れはどのようなものになりますか。

A 1 6 別紙資料を参考にしてください。

香川県週休2日制モデル工事（営繕編）における手続きフロー（令和4年4月1日改正）



※ は発注者の手続き、 は受注者の手続きを表す。

香川県週休2日制モデル工事アンケート(営繕編)

◎このアンケートは建設現場における週休2日の確保に向けた課題の把握のために行うものです。

◎アンケートの結果について貴社の工事成績等に反映することはありません。

◎現場代理人又は主任(監理)技術者が記入してください。

会社名	
記入社名	
工事名	
工種	建築・電気・機械・解体・その他()
発注方式	発注者指定型・受注者希望型
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
工期のうち現場作業期間(対象期間)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

1 今回の週休2日制モデル工事について

(1)週休2日の達成状況について(1つを選択)

①	4週8休以上	
②	4週7休以上	
③	4週6休以上	
④	4週6休未満	

(2)4週8休以上を達成できた場合にお聞きます。

達成できた理由は何ですか。具体的に記入してください。

--

(3)達成率が4週6休未満の場合にお聞きます。

4週6休未満となった理由は何ですか。具体的に記入してください。

--

(4)今回工事の工期は十分でしたか。(1つを選択)

①	充分余裕があった	
②	ちょうどよかった	
③	不足した	

2 制度について

(1) 令和4年度から、4週間ごとに休工実績を確認する方法を、工事着手日から竣工日までの対象期間にて休工実績を確認する方法に変更しましたが、従前の制度と比較して、活用しやすくなりましたか。

ご意見をお聞かせください。

(2) 「発注者指定型」を拡大していくことについて、ご意見をお聞かせください。

(3) 今後、工事現場の閉所だけでなく、会社の休業も含めた週休2日の促進について、どのような取組みが必要か、ご意見をお聞かせください。

(4) 建設業界に週休2日が浸透していくには、業界全体としての取組みが必要と考えています。

取組みための方策についてアイデア等があれば、ご意見をお聞かせください。

3 関係者の意見

(1) 今回の工事、また制度について、関係者の意見、要望等があれば具体的に記入してください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。